



総合資料館だより

2008.10.1 No.157



▲足利尊氏御判御教書

足利尊氏、天下静謐の祈禱を東寺に命じる

文和3(1354)年10月21日、足利尊氏が東寺に対して天下静謐の祈禱を行うよう命じたものです。

この時期、南朝方として足利直冬の軍勢が中国地方で勢力の巻き返しに出ました。それを迎え討つために足利義詮が出陣、弘山(兵庫県たつの市)に布陣しました。このようなことからして、尊氏の真の祈禱目的は、義詮軍が来るべき決戦で直冬軍に勝利し、世の中が穏やかに治まることにあったと考えられます。しかし一方、この戦いでは、二人の息子が戦場において敵として相見えているのです。尊氏には言いようのない複雑な思いが去来していたと考えられます。

目	足利尊氏、天下静謐の祈禱を東寺に命じる…………… 1	第23回東寺百合文書展…………… 2
	文献課の窓から「国勢調査の歴史」…………… 4	歴史資料課の窓から「京都府と山羊、犬にライオンと象」… 6
次	最近の収集資料から…………… 7	府民講座のお知らせ、友の会事務局から 他…………… 8

第23回
国 宝

東 寺 百 合 文 書 展
— 南 北 朝 期 の 群 像 —

会 期 平成20年 9 月27日(土)～10月26日(日) (10月 8 日(水)、13日(祝)は休館)

午前 9 時～午後 4 時30分

会 場 京都府立総合資料館 2 階展示室 (入場無料)

■列品解説 10月 4 日(土)、18日(土) 午後 2 時～ (事前申込不要)

■記念講演 10月14日(火) 午後 2 時～ (事前申込必要、申込方法は 8 頁をご覧ください)

(府民講座) 綾村宏氏 (京都女子大学文学部教授)

演題「古文書調査の成果－文字の翻字－」

当館では、府民の皆様にご覧の東寺百合文書について、関心と理解を深めていただくために、昭和59年から同展覧会を開催しています。今回は第23回目になり、「南北朝期の群像」というテーマで約63点の文書を展示します。

南北朝期は、建武 3 (1336) 年後醍醐天皇が京都を脱出し南朝を開いてから、明德 3 (1392) 年足利義満が南北両朝を合一するまでの約60年間を指します。この時代は、その名のとおり、皇統が南北に分裂し、さらに、北は奥州から南は九州まで日本全土を戦乱に巻き込んだ未曾有の時代でもありました。

本展では、この時代に躍動した人々が関わった文書から、いわば南北朝期の時代群像を垣間見られることをねらいにしています。また、展示の構成上、I「天皇・宮家」、II「公家」、III「武家」、IV「僧侶」の4グループを設けて、内容が少しでもわかりやすくなるように工夫しています。

以下、展示品のいくつかを紹介します。

写真 1 は、暦応 4 (1341) 年閏 4 月 3 日、光厳上皇が『弘法大師請来目録』と『真言付法伝』について、東寺経蔵に安置するよう、空照上人重済に命じたものです。

光厳上皇は正和 2 (1313) 年、持明院統の後伏見天皇の第一皇子として生まれました。元弘 3 (1333) 年六波羅が倒壊した際、探題北条仲時は光厳天皇を伴って東国に向かいますが、近江の番場で敗死し、光厳は連れ戻されます。観応 2 (正平 6、1351) 年の正平一統では院政は廃され、自身捕らえられました。翌年には南朝方により大和の賀名生に移されるなど、政治の変化に翻弄された人物です。晩年は丹波山国の常照寺に入り、貞治 3 (1364) 年に同寺で死去しました。

写真 2 は、観応 2 (1351) 年 6 月14日、日野資明が奉じた院宣を東寺に伝えるに際して認めた添状です。この院宣は、同日付けで備中国新見荘(現岡山県新見市)の支配を認めるという光厳上皇の院宣で、東寺の重要な公験となりました。

日野資明は、永仁 5 (1297) 年に日野俊光の四男として生まれました。南北朝の分裂期には北朝につき、光厳上皇の院政下、院の別当や検非違使別当を務めました。東寺百合文書中には、彼の奉ずる院宣などが10通以上も残っています。彼の没した日、北朝の重鎮であった洞院公賢は「随分練事之仁也、為朝家可惜々々」と『園太暦』に記し、事務に練達した人物の死を悼ん

でいます。

写真3は、明德元(1390)年閏3月6日、足利義満が美濃国の守護土岐康行討伐のための派兵をした際の、東寺に対する祈祷命令です。この事件は「土岐の乱」と呼ばれています。

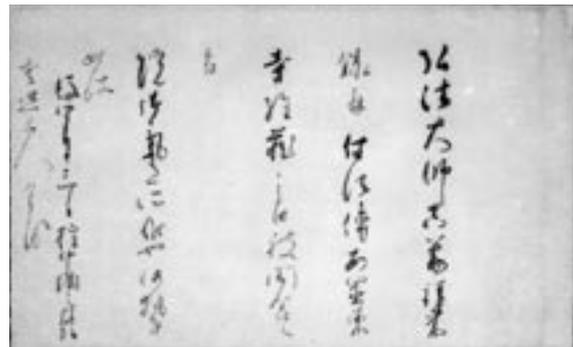
足利義満は、室町幕府三代将軍で、延文3(1358)年に足利義詮の子として生まれ、応安元(1368)年、征夷大将軍となりました。永徳3(1383)年に准三宮となり、朝廷内の実権をも握り、明德3(1392)年には南朝と講和して南北朝の合体を成し遂げました

写真4は、応永5(1398)年5月28日、斯波義將が東寺からの贈り物に対して礼を述べたものです。

斯波義將は、観応元(1350)年に斯波高経の四男として生まれ、貞治元(1362)年、将軍義詮の執事となりました。康暦元(1379)年の政変では山名氏・土岐氏ら諸将とともに管領細川頼之を排斥し、代わって義將が管領に就任します。応永15(1408)年の足利義満没後は、幕府第一の宿老として幕府政治の安定に貢献しました。

写真5は、貞和2(1346)年正月20日、東寺長者三宝院賢俊が、東大寺神輿帰座についての忠救申状を日野資明に伝え、光厳上皇院宣を申請したものです。

賢俊は日野俊光の子として生まれました。建武3(1336)年に足利尊氏が九州に落ちる際、光厳上皇院宣を備後の輶にもたらしたのち、尊氏の御持僧として活動します。同年、醍醐寺座主となり、東寺長者を建武4(1337)年、暦応3(1340)年、貞和元(1345)年からの3回務めました。なお、賢俊が尊氏に届けた光厳上皇院宣は、尊氏を朝敵の汚名から救うとともに南北朝に分裂するきっかけになったともいわれています。



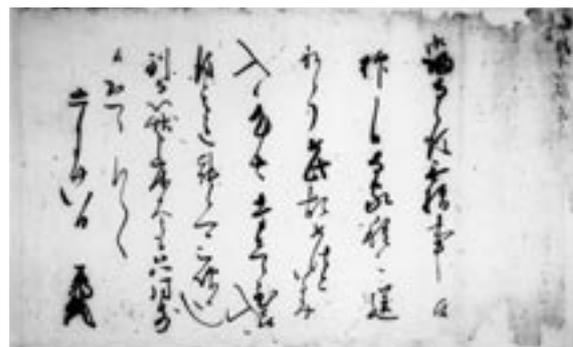
▲光厳上皇院宣 (写真1)



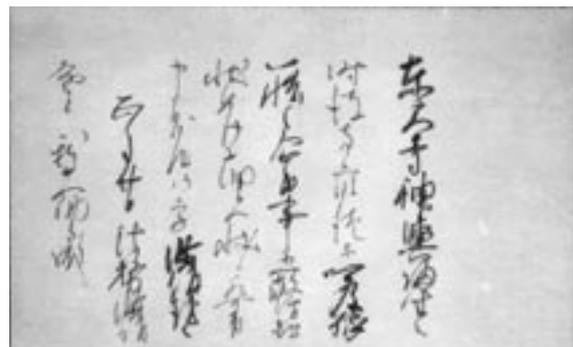
▲日野資明書状 (写真2)



▲足利義満御判御教書 (写真3)



▲斯波義將書状 (写真4)



▲東寺長者三宝院賢俊挙状 (写真5)

国勢調査の歴史

国勢調査とは？

国勢調査は、日本国内の人口や世帯などの状況を明らかにするために行われる、国の最も基本的な統計調査です。

国勢調査から得られる各種統計は、国や地方公共団体における様々な行政施策の基礎資料として用いられることはもとより、研究・経済活動など幅広い分野で利用されます。

「国勢調査ニ関スル法律」の制定

明治28(1895)年9月、国際統計協会から、1900年に行われる世界人口センサスへの参加の働きかけがありました。これが契機となり、明治29(1896)年、「国勢調査ニ関スル建議」が可決されましたが、実施には至りませんでした。

6年後の明治35(1902)年になって、「国勢調査ニ関スル法律」が成立、公布されました。

「国勢調査ニ関スル法律」では、第1回国勢調査が明治38(1905)年に行われることになっていましたが、日露戦争のため、この年も実施できませんでした。

その10年後の大正4(1915)年にも、前年からの第1次世界大戦の影響で見送られました。

大正6(1917)年に、衆議院で「国勢調査施行ニ関スル建議」が可決され、大正7(1918)年には、国勢調査の経費が認められるなど、第1回国勢調査へ向けての実施体制が徐々に整えられていきました。

第1回国勢調査

第1回国勢調査は、大正9(1920)年に行われることとなりました。実施となった理由として、10年ごとに行われる世界人口センサスの実施年にあたり各国の人口と比較するのに便宜があるためとされています。

第1回の国勢調査は、法律制定から18年の歳月を経て実施されたこととなります。

近代国家への脱皮をとげたばかりのわが国にとって、国勢調査を行うことは、文明国家へ仲間入りするための必要不可欠な条件と考えられ

たようです。それだけに、内閣から任命された26万人もの調査員をはじめとする統計関係者はもちろんのこと、国民も「文明国の仲間入り」を合言葉に、たいへんな意気込みでこの調査に臨みました。



京都市内での街頭宣伝風景



京都市電につけられた広告

期日について

国勢調査は、大正9年の第1回調査のときから、一貫して10月1日の午前0時現在で行われています。この日を選んだ事情については、

- ・年末年始は、従来の人口調査の時期と比較に便宜があり、年齢計算も容易であるが、諸取引の決算、年賀の風習等があるほか、冬期は広範囲にわたり積雪が深く、実査の時期としては不適當。
- ・夏季は炎熱が激しく、この時期も不適當。
- ・春は旅行、遊山するものが多く、人口分布の常態を失っている。
- ・全人口の大半を占める農業従事者にとっても

農繁期ではない。

などのことから、比較的人口の分布が常態であり、人々の職業的活動が盛んで、かつ1年の4分の3を経過した10月1日をもって、最も適当な調査の期日と決められました。

調査方法

第1回の調査では、10月1日午前0時現在の「居た場所」で記入することになっていました。そのため、旅館、病院にいる人、夜行列車に乗っている人などに特別に注意書を配布したほか、料理屋、劇場、寄席などでは、客を早く帰すため閉店時間を繰り上げたり、休業した所もあったようです。

また、調査用紙も一般家庭用以外に陸軍や海軍用の調査用紙が作られて使用されています。

第1回調査で話題になったことですが、航行中船舶内で生まれた人は、出生地は「水上」でした。また、汽車や湖を航行中の船で生まれた場合は最終到着地や湖の属する市町村が出生地となったそうです。

調査の前夜の9月30日は午後10時を期して、全国一斉に号砲または時報を合図に、鐘、太鼓、汽笛、ラッパ、ほら貝などを鳴らさせ、あるいは一時電灯を消滅し花火を打ち上げ、調査時刻を正確に統一すると同時に、外出者に警告し帰宅を促しました。10月1日午前8時にも同一の方法を繰り返し、申告書収集の開始を告げさせました。

調査地域について

「国勢調査ニ関スル法律」によると、当初は調査地域を「朝鮮、台湾及び樺太を含む帝国の全版図」で行うと決められていました。しかし第1回国勢調査は台湾、樺太では実施されましたが、朝鮮は情勢不安のため実施されずに臨時戸口調査が同じ期日で行われました。また、法律で決められていなかった他の地域（関東州や南洋諸島）でも、同じように戸口調査や島勢調査などが行われています。

ただ、台湾と樺太の調査ではその土地に合わせた項目が追加されましたし、報告書は他の地域とは別に刊行されています。

調査は5年ごとに実施

「国勢調査ニ関スル法律」によると、当初、

国勢調査は10年ごとに行うことになっていました。しかし、10年ごとでは、急激な社会・経済の変化をつかむための各種施策の基礎資料として不十分であるとして、第1回国勢調査の2年後の大正11(1922)年の法律改正により、中間年に簡易調査を行うことになり、5年ごとに実施することとなりました。

昭和20(1945)年の国勢調査は、戦争の影響で実施されませんでした。昭和22(1947)年に「統計法」が制定され、この年に臨時の国勢調査が実施されました。昭和25(1950)年以降は、5年ごとに実施され、現在に至っています。

現在の国勢調査

平成15年に成立した個人情報保護法により、プライバシーの意識が高まったことや、共働きや単身世帯などの不在がちな世帯の増加により、平成17年の調査では調査票の回収がかなり困難でした。

次の調査では調査方法と調査項目の見直しも検討されているようです。

当館ではこの大正9年第1回調査から最新の調査結果を所蔵しており、樺太、台湾、朝鮮などの調査資料も所蔵しています。

参考文献

『国勢調査 記述編大正9年』(M-358.1-N28)

『日本国勢調査記念録 第1・2巻』(M-358.1-N71)

『第一回国勢調査記念 [絵葉書]』(M-358.1-N28)



(文献課 官庁資料担当)

京都府と山羊、犬にライオンと象



府庁文書 昭23-589

京都府行政文書の中に「例規」という名の資料が何点かあります。これは、施策を行うもととなる条例や規則を作成・改正する過程を記した資料です。様々な年代に、様々な課で作成された「例規」があります。制定や改正された条例や規則は「京都府公報」に掲載されるので、条例や規則そのものだけなら「京都府公報」で把握できますが、「例規」を見ると、どのような状況の下で国がどうい

う法を定め、それを府がどう受け止めて条例や規則を制定したかまでわかることがあります。また、条例や規則というと難しい印象を受けますが、実際見てみると、意外に私たちの生活に沿ったもので、京都府民のその時代時代の生活を知る手がかりとなります。

戦後、京都府衛生部では、新憲法公布などを機に関係する全ての条例や規則について見直し、改正や廃止を行いました。その過程が、昭和23(1948)年に衛生部が作成した「例規」(府庁文書 昭23-589)に記されています。たとえば「山羊乳営業取締規則(昭和10年1月23日施行 4号)」については「山羊乳は牛乳と同様母乳代用として必要」であるので、今後も規則のもとに取り締まっていく必要があるとし、今後も残すことを決定しています(写真)。

このことから、昭和23年当時の京都府民は山羊の乳を飲んでいただことがわかります。当時は多くの農家で山羊が飼われていたのでしょうか。では逆に、府民は山羊乳をいつごろから飲まなくなり、山羊はいつごろ農家から姿を消したのでしょうか。

他に「飼犬取締規則(大正3年12月21日施行 74号)」もこの時期、見直しがなされています(府庁文書 昭22-474)。そういえば、引き綱をつけ

ずに、自由に歩きまわっている犬を見なくなったのはいつ頃からでしょうか。これについて少し調べてみました。

この大正3(1914)年に制定された「飼犬取締規則」では、狂犬病にかかった犬はつないでおくこと、首輪には飼い主の住所氏名を記載すること程度にとどまっていました。しかし、戦後の昭和24(1949)年には、町に野犬があふれ狂犬病が流行していたので、もう少し厳しい「犬の取締条例(「京都府公報 昭和24年4月1日京都府条例第19号」)」を公布することにしました。ここでは「首輪に飼い主の住所氏名が記載されていない犬を野犬とみなし捕獲することがある」としています。しかしまだ、条件にかなった犬は自由に歩くことができました。

この後、予防注射の実施などにより、昭和31(1956)年には狂犬病の発生はほとんど皆無となった(「保健所の概要 昭和27,41,47-49,51年版 京都府福知山保健所/編」)ので、狂犬病対策としての条例の必要性は少なくなりました。しかし、放し飼いの犬が多く、かまれるなどの被害が多くありました。そこで府は、昭和46(1971)年「動物の飼養管理に関する条例(「京都府公報 昭和46年10月29日京都府条例第30号」)」を公布し、犬はつないで飼育すること、と決めました。ここで初めて、どんな犬もつながれていなければならないことになったのです。なるほど、この条例以後、引き綱をつけずに歩く犬が減ってきたのだらう、ということがわかりました。

ところで、この昭和46年の条例では犬、猫のほか特定動物として「らいおん、とら、ひょう、くま、ぞう」などをあげ、これら特定動物を飼うときは届け出て、原則的に「おり」の中で飼育すること、ということも定めています。「ただしこの条例は動物園には適用しない」とあります。とすると、一般家庭で象やライオンを飼っている方がいたのでしょうか。どういう状況下でこの条文は作成されたのか。これについては、またの機会に調べたいと思います。

(歴史資料課行政文書担当 山本みゆき)

🌸🌸🌸 最近の収集資料から (平成20年6月～平成20年8月) 🌸🌸🌸

◆図書資料

〈京都〉

比叡山諸堂史の研究 武覚超著 法藏館 2008
15, 352, 25p 図版13枚

平安京都市社会史の研究 京樂真帆子著 塙書房 2008 7, 349, 9p

京都名所むかし案内 絵とき「都名所図会」
本渡章著 創元社 2008 252p

由良川源流芦生原生林生物誌 渡辺弘之著 ナ
カニシヤ出版 2008 10, 168p

菓匠会 百二十周年記念 (百周年からの歩み)
菓匠会記念誌部会編 菓匠会 2008 157p
寄贈

京の町家おりおりの季節ごはん 秦めぐみ著
扶桑社 2008 119p

植治七代目小川治兵衛 手を加えた自然にこそ
自然がある 田畑みなお写真 白幡洋三郎監修
京都通信社 2008 119p

ふるさとの画家麻田辨自 平成19年度春季企画
展 麻田辨自 [画] 南丹市立文化博物館編刊
2007 48p 寄贈

源氏物語の京都案内 文藝春秋編刊 2008
319p (文春文庫 編5-9)

〈人文〉

岩瀬文庫の100点 創立100周年記念特別展
西尾市岩瀬文庫編刊 2008 75p 寄贈

服制と儀式の有職故実 佐多芳彦著 吉川弘文
館 2008 6, 372, 4p

山県有朋関係文書 1～3 尚友倶楽部山県有朋
関係文書編纂委員会編 山川出版社 2005～
2008 3冊

近代日本黎明期における「就学告諭」の研究
荒井明夫編 東信堂 2008 13, 556p 寄贈

東山魁夷展 生誕100年 東山魁夷 [画] 東京
国立近代美術館 [編] 日本経済新聞社 2008
257p 寄贈

アンリ・ミショーーひとのかたち アンリ・ミシ
ョー [画] 東京国立近代美術館編著 平凡社
2007 126p 寄贈

工芸館30年のあゆみ 東京国立近代美術館編
刊 2007 205p (開館30周年記念展1) 寄贈

〈官庁〉

宇治市地球温暖化対策地域推進計画 宇治市環
境政策室環境企画課編刊 2008 59, 51p 寄贈

環境白書 平成19年度版 京都府企画環境部環
境政策室編刊 2008 220p

舞鶴港二関スル調査書 舞鶴町役場 [編] 刊
1933 62p

京都市観光調査年報 平成19年 京都市産業観
光局観光部観光企画課編刊 2008 29p 寄贈

政府開発援助(ODA)国別データブック 2007
外務省国際協力局編刊 2008 12, 1148p 寄
贈

女性労働の分析 2007年:均等法制定から20年
働く女性の変化 厚生労働省雇用均等・児童家
庭局編 21世紀職業財団 2008 300p

**明日の日本を支える元気なモノ作り中小企業
300社** 2007年版 経済産業省中小企業庁編刊
2007 438p 寄贈

◆文書資料 (新しく公開する資料)

松平家資料 丹波亀山藩の藩主であった形原松
平家に伝来した資料。書画、調度、武具類、藩
主家・子爵の家政に関連する文書・記録類。永
禄4(1561)～昭和29(1954)年。6496点。寄託。
複製物(マイクロポジフィルム・写真帳)があ
るもの(近世の藩関係の資料等)以外の閲覧は
要予約。

松平家資料・乙 丹波亀山藩の藩主であった形
原松平家に伝来した資料。同家に伝来した刀剣
及びその付属品(目貫、筭、小柄)の折紙(鑑
定書)など。鑑定者は本阿弥家・後藤家である。
57点。寄託。閲覧は要予約。

◆行政文書 (新しく公開する資料)

昭和57年度完結永年保存文書 1632点。

過年度完結永年保存文書 3082点。

※戦中から昭和50年代までの援護事業関係資
料を多く含んでいます。

(ご利用にあたっては、閲覧室備え付けの目
録をご覧ください。資料の損傷状況、個人情報
保護の観点から閲覧に提供できない資料もあ
ります。あらかじめご了承ください。)

総合資料館府民講座のお知らせ

◇10月14日(火) 午後2時～
綾村宏氏(京都女子大学文学部教授)
演題「古文書調査の成果－文字の翻字－」
※東寺百合文書展記念講演

◇10月29日(水) 午後2時～
竹居明男氏(同志社大学文学部教授)
演題「『源氏物語』の時代の天神信仰
－怨霊から天満大自在天神へ－」
※源氏物語千年紀関連講演

◇11月7日(金) 午後2時～
山崎幹泰氏(金沢工業大学准教授)
演題「新公開の資料と明治期京都の古社寺」

受講ご希望の方は、受講希望日、氏名、
電話番号を明記し、はがき、FAX又はメ
ールでお申し込みください。

*満席で受講をお断りする場合があります。

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-4
京都府立総合資料館 庶務課
TEL 075-723-4831 FAX 075-791-9466
メール shiryokan-shomu@pref.kyoto.lg.jp

資料紹介コーナーの御案内

源氏物語の世界－美術資料を中心に－

期間：平成20年9月11日(木)～11月11日(火)
(9月15日(祝)、23日(祝)、10月8日(水)、
13日(祝)、11月3日(祝)は休館)
場所：総合資料館3階 図書閲覧室

友の会事務局から

今年も秋にバスによる見学会を予定しています。また、当館恒例の東寺百合文書展の列品解説もあります。皆様のご参加をお待ちしています。

◆見学会

10月30日(木)、31日(金)の両日、伊賀市の伊賀焼窯元「長谷園」、芭蕉翁記念館、だんじり会館などを見学します。

◆第23回東寺百合文書展の列品解説

10月9日(木) 午後2時～

◎ 随時入会の申込みを受け付けています。

問合せ先：友の会事務局

(当館庶務課内 TEL 075-723-4831)

古文書相談のご案内

○古文書の内容や解読についての相談

郵送による事前申込。申込方法の詳細については、次へお問い合わせください。

問合せ先：当館歴史資料課 TEL 075-723-4834

日誌(平成20年6月～8月)

7.19(土)～8.24(日) 特別展「京都歴史こぼれ話」開催

7.24(木) 「みよう!さわろう!昔の京都」

7.31(木) 府民講座(第51回)

8.21(木) 「みよう!さわろう!昔の京都」

8.27(水) 第189回古文書相談

利用案内

休館日 祝日法に規定する休日、
毎月第2水曜日、資料整理期、
年末年始(12月28日～1月4日)

【10月～12月の休館日】

10月8日(水)、10月13日(祝)、11月3日(祝)、
11月12日(水)、11月24日(祝)、12月10日(水)、
12月23日(祝)、12月28日(日)～1月4日(日)

開館時間 午前9時～午後4時30分

交通 京都市地下鉄烏丸線・北山駅下車
市バス④(北⑧) 北山駅前下車
京都バス④⑤⑥ 前萩町下車

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/shiryokan/>

*総合資料館メールマガジンにご登録ください

発行 京都府立総合資料館

京都府立総合資料館友の会(振替 01030-2-11991)

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1の4

TEL(075)723-4831 FAX(075)791-9466

○本誌に関するご意見・ご感想などを当館庶務課までお寄せください。